

相続・遺言の手続を名古屋法務局が解説！

参加無料・
5/30(金)
申込〆切

令和7年度 なごや環境大学共育講座



法律と環境

～放置しないで、相続した土地と家～

「所有者不明土地」や「空き家」が社会問題となっています。

このような土地や建物が放置されることにより治安や治水、環境の悪化、公共事業や災害復興が進まないといった問題も起きています。相続時に放置され、問題につながっている例も多数あります。

今、こうした問題の予防のため相続に関する新しい制度も始まりました。この問題を知り、考えてみませんか。

1 プログラム(全4回・定員40名)

各回とも前半は講義、後半は個別相談(希望者・一人25分以内)です

名古屋市の空き家の
現状と対策

6/25(水)13時～17時

- ・空き家は適切に管理されないと、周辺の住環境を悪化させるなど悪影響を及ぼします。空き家について真剣に考えてみませんか？

- ・個別相談あり
- ・講師 名古屋市職員

所有者不明土地解消へ、
法務局の新しい制度

7/2(水)13時～17時

- ・**不動産の相続登記の義務化**や、相続した土地を国が引き取る**相続土地国庫帰属制度**といった新しい制度について解説します。

- ・相続登記について個別相談あり
- ・講師 名古屋法務局職員

遺言書をお預かりします。
自筆証書遺言書保管制度

7/9(水)13時～17時

- ・あなたの遺言書を法務局に預けることで大切な遺言書の紛失、改ざん等を防ぐことができる**自筆証書遺言書保管制度**について解説します。

- ・個別相談あり
- ・講師 名古屋法務局職員

所有山林の管理に関する
基礎知識

7/16(水)13時～17時

- ・「所有山林の情報を知りたい！」所有山林の管理にまつわる法制度等について紹介します。

- ・個別相談あり
- ・講師 愛知県職員

2 場所 市政資料館(名古屋市東区白壁1丁目3)

3 申込・問合せ先

なごや環境大学企画運営担当
環境カウンセラー岡本明子

✉ akikoakiko@mbe.nifty.com

参加日、参加者全員の名前、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレスを、左記メールアドレスにお送りください。参加登録票をお送りします。定員になり次第、申込みを締め切ります。また、個別相談の希望者が多い場合、ご希望に添えない場合があります。



本共育講座について詳しくは なごや環境大学HPをご覧ください



法務局の相続・遺言の手続については 名古屋法務局HPをご覧ください



不動産を相続したら必ず相続登記！



● 相続登記の義務化(令和6年4月1日から)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内**の相続登記が法律上の義務になりました
- ✓ **令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象**です

令和9年3月31日までに登記してください！



- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(令和7年3月31日まで)
- ✓ 正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります

● 相続人申告登記(令和6年4月1日から)

- ✓ 期限内(3年以内)に相続登記の申請をすることが難しい場合の手続が設けられました

● 住所・名前の変更登記の義務化(令和8年4月1日から)



- ✓ 不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内に変更登記をすることが法律上の義務になりました
- ✓ あらかじめ必要な事項の申出をされた場合に、法務局が職権で住所等の変更登記をするサービス「スマート変更登記」が始まります

申出は令和7年4月21日から受付

相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度(令和5年4月27日から)

相談は予約制です



重要! 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例) ・建物や障害物のある土地
・土壌が汚染されている土地
・権利などで争いのある土地 など

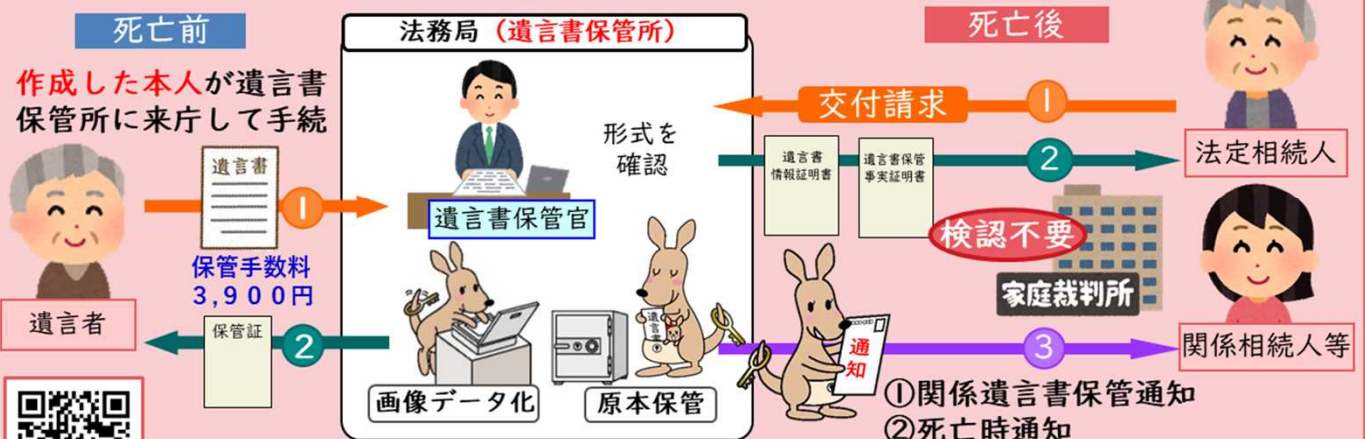
詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

● 自筆証書遺言書保管制度



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省

手続には予約が必要です